

アクロス福岡匠ギャラリー企画展における販売要領

(利用対象)

第1条 下記要件を満たすイベントであることを基本に、企画品目の販売を認める。

- (1) 企画品目が伝統工芸品、民芸品に関するものであること。
- (2) 営利を目的としない企画展であること。
- (3) 出品者が主として専門的に制作に携わっている個人又は団体であること。
- (4) 実演、体験等による制作者とのふれ合いの場を設定していること。

(利用申込み)

第2条 利用者(主催者)は、事前に「利用申込書」により申請手続きを行う。

(利用の承認)

第3条 利用の申し込みがあったときは、次の内容が遵守されることを主催者に確認し、販売内容の可否等を判断する。

- (1) 企画、実演が主であり販売は従であること。
- (2) 販売品の配置に美観があり整然としていること。
- (3) 販売の勧誘は行わないこと。
- (4) 看板等により販売を実施している旨を表示すること。
- (5) 販売品ごとに価格表で価格を表示すること。
- (6) 消費税等に関する取扱いについて表示すること。
- (7) 飲食物の販売は認めない。

(販売手数料)

第4条 物品の販売に伴う手数料については、匠ギャラリー内での催物に係る販売であつて、文化振興が目的であり、営利を目的とするものではないことから、徴収しない。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。